

令和7年度補正 大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業 【公募要領（二次公募）】

酷暑対策として観光事業者等が実施し、観光客の安全性・快適性を高めるとともに、観光客の誘客を図る事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。

【公募期間】

令和8年4月8日（水）～令和8年4月22日（水）（17：00必着）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

【問合せ先】

大分県 商工観光労働部 観光局 観光政策課観光政策班
締切日：令和8年4月22日（水）
TEL：097-506-2122
E-mail：kanko-hojo@pref.oita.lg.jp

1 公募する事業の詳細

（1）事業の内容

酷暑対策として観光事業者等が実施し、観光客の安全性・快適性を高めるとともに、観光客の誘客に繋がる取組として県が認めるものとする。

（2）事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の①～③に掲げるものとする。

- ① 県内に立地する観光関連施設を運営する民間事業者
- ② 県内の市町村、観光協会、DMO、旅館組合 等
- ③ その他、本事業の目的の達成に寄与すると知事が認める団体

（3）補助金額

①通常枠

- 補助率 1／2以内
- 補助上限額 450万円以内

※ただし、観光協会等が申請主体になる場合は補助率2／3、補助上限額6,000千円以内とする。

②賃上げ枠

- 補助率 2／3以内
- 補助上限額 600万円以内

※令和8年4月1日から令和8年11月30日の間で、給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、1.5%以上増加していること。

（その他詳細については、「賃上げ枠 Q&A」を参照）

（4）補助対象経費

採択された取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

事業実施主体	補助対象経費
観光施設	自施設における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費
観光協会等	管轄エリアの観光関連施設、交通結節点における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費
市町村	市町村営の観光関連施設（指定管理施設含む）における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費

（注）以下の経費は補助対象経費から除く

- レンタルやリース等に係る経費
- イベント開催に係る経費
- 既存設備の修繕や電気代等の維持管理に係る経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料、事務用品等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費

2 応募について

（1）応募期間

令和8年4月8日（水）～令和8年4月22日（水） ※17時00分 必着

（2）受付方法

別添の「令和7年度補正大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実施計画認定申請書等」をE-mailで、大分県商工観光労働部観光局観光政策課あてに提出してください。なお、E-mailの件名は「令和7年度補正大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実施計画認定書」としてください。

（3）問い合わせ先

大分県 商工観光労働部 観光局 観光政策課観光政策班

TEL：097-506-2122

E-mail：kanko-hojo@pref.oita.lg.jp

（4）注意事項

認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担となります。

E-mailでの応募受付が完了したら、受付完了メールをご返信します。万が一返信がない場合はエラーが生じている可能性があるため、観光局までご連絡ください。

3 選定方法等

(1) 補助事業の認定

大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実施計画認定申請書の提出を受けた知事は、(2)認定基準に従って事業の実施効果が高いと見込める事業を認定します。必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

(2) 認定基準

次の項目を総合的に評価します。

- ① 事業の必要性・緊急性
- ② 大分県への観光誘客・顧客満足度の向上
- ③ 継続性・波及効果
- ④ 事業費用の妥当性
- ⑤ その他

(3) 通知・公表

採択結果については4月下旬頃に申請者あて通知するほか、県ホームページで公表します。

4 採択された場合の留意点

(1) 採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに提出していただきます。

(2) 県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者には補助金交付決定通知書を送付します。
(※この決定日以降でないと補助事業には着手できません)

(3) 事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

(4) 原則として、令和8年11月30日(水)までに事業を完了してください。なお、本事業は、夏季の観光誘客と観光客の快適性向上を目的としているため、対象設備の設置工事および導入は、遅くとも夏季観光シーズン到来前に完了し、十分な稼働準備を整えるようご留意ください。

(5) 実績報告書の内容審査後、事業者には補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。

(6) 補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いしますが、一部概算払により支払うことも可能です。

(7) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。

(8) 補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。

(9) 採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取り組み事例として事例発表をお願いすることがあります。

(10) 事業実施主体は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報

告を求められた場合、県へ報告していただきます。

(1 1) 大分県補助金等交付規則、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱等の規定に従っていただきます。